

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 31 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	家計調査	2
	労働力調査	5
	工業統計調査	7
	全国家計構造調査	9
	学校基本調査	11
	民間給与実態統計調査	15
2	一般統計調査の承認	16
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	17
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	18
	(2) 変更	19

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H31. 3. 4	家計調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課
H31. 3. 5	労働力調査	総務省統計局 統計調査部国勢統計課
H31. 3. 12	工業統計調査	総務省統計局 統計調査部経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
H31. 3. 14	全国家計構造調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課
H31. 3. 14	学校基本調査	文部科学省 総合教育政策局調査企画課
H31. 3. 27	民間給与実態統計調査	財務省国税庁 長官官房企画課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	家計調査
承認年月日	平成31年3月4日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課
目的	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>昭和21年に都市を対象として始められた消費者価格調査から発展した調査で、昭和25年9月からは、支出のみならず収入面も把握するよう改正され、昭和26年11月に消費実態調査と改称され、昭和27年11月からは指定統計調査として実施されることとなった。また、昭和28年4月に家計調査と改称され、昭和37年7月には郡部も対象範囲とし、昭和60年からは無職世帯の収入についても把握している。</p> <p>その後、平成6年2月、諮問第241号の答申「平成6年度から実施が予定されている農業経営調査（仮称）の計画について」において、農業家計費を別個に把握する必要性が少なくなってきたこと、その統計整備の在り方の問題が提言された。この提言を踏まえ、統計審議会の関係部会を通じて対応策が検討され、農業経営統計調査等における農林漁家世帯の家計費の支出内訳の把握を中止し、平成12年1月から家計調査において農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めて実施することとされた。さらに、平成14年1月から本調査と単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査が統合された。</p> <p>平成26年度に統計委員会において未諮問基幹統計の確認^(注)の一環として審議され、今後の取組の方向性が示されていたが、平成27年11月の経済財政諮問会議において家計調査の問題点についての指摘がなされたことを受け、同年度の統計委員会において、改めて当該取組の方向性についてフォローアップがなされた。その結果を踏まえ、平成30年1月調査から、①社会情勢の変化や決済手段の多様化に対応するとともに、正確な記入を確保するための調査票の様式変更、②オンライン調査の導入、③抽出区分の変更（二人以上の世帯の抽出について、「農林漁家世帯」とそれ以外に区分して行っていた抽出を改め、「農林漁家世帯」であるか否かを区分せず、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」の3区分による抽出に変更）等が行われた。</p> <p>今回、平成31年4月調査以降の調査について、全国家計構造調査（変更前：全国消費実態調査）との整合性等を図るため、家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用）、貯蓄等調査票及び世帯票の調査事項の一部を段階的に変更する。</p> <p>(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期・平成26年3月25日閣議決定）において、「社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。」こととされており、本調査については、平成13年に当時の統計審議会に諮問されて以降、諮問がなされていなかったことから、当該確認の対象になった。</p>
調査票の構成	1－家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用） 2－年間収入調査票 3－貯蓄等調査票 4－世帯票 5－準調査世帯票
公表	インターネット及び印刷物（【家計収支】内容により、調査実施月の翌月下旬、四半期の最終調査実施月の翌々月中旬、調査年の翌年2月、調査年の翌年6月頃等、【貯蓄・負債編】内容により、四半期の最終調査実施月から4か月後、調査年の翌年5月、調査年の翌年9月頃等）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年4月分からの変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、平成31年4月調査以降の調査について、家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用）、貯蓄等調査票及び世帯票の調査事項の一部の段階的な変更</p>

調査票－１	家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000世帯（二人以上の世帯：約8,000世帯、単身世帯：約1,000世帯）／約5200万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	毎日
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	1か月を2期に分け、1期分の家計簿は、家計簿記入開始月から毎月15日の直後に提出。2期分の家計簿は、家計簿記入開始翌月から毎月初日の直後に提出
調査事項	毎月の収入及び支出に関する事項。ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項のみ。
調査票－２	年間収入調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000世帯（二人以上の世帯：約8,000世帯、単身世帯：約1,000世帯）／約5200万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	家計簿記入開始月までの過去1年間 (注) 通常は、家計簿記入開始月は調査期間開始月と同じになる。ただし、調査期間中に、移転や長期入院などにより調査の続行が不可能となった場合、途中で世帯を交替するため、交替後の世帯は、交替前の世帯の残存期間のみの報告を求める。このような場合、家計簿記入開始月は、本来の調査期間開始月と同じにならない。
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	家計簿記入開始翌月の初日の直後に提出
調査事項	年間収入に関する事項
調査票－３	貯蓄等調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯
客体数／母集団数	約8,000世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	調査期間3か月目の初日
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間3か月目の15日の直後に提出
調査事項	貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
調査票－４	世帯票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯

客体数／母集団数	約9,000世帯（二人以上の世帯：約8,000世帯、単身世帯：約1,000世帯）／約5200万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項
調査票－5	準調査世帯票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	総務大臣が定める方法により抽出された世帯で、やむを得ない理由により除外された世帯
客体数／母集団数	（「対象範囲（属性）」欄記載の理由から、客体数は事前に算定されていない。）
選定方法	全数
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項

【調査名】	労働力調査
承認年月日	平成31年3月5日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
目的	本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和21年9月に開始され、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施されている。平成14年1月からは、承認統計調査として別途実施されていた「労働力調査特別調査」を、本調査に統合して実施することとなった。</p> <p>平成25年10月に開催された国際労働機関（ILO）主催の第19回国際労働統計家会議において採択された就業等に関する決議に準拠し、新たな定義の失業者や未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報を得るため、平成29年3月の統計委員会答申（諮問第101号の答申）を踏まえ、平成30年1月からは、調査事項の追加等を行うこととされた。</p> <p>2019年6月分調査以降については、新元号に対応した調査票に変更する。また、9月分調査以降については、オンライン調査を段階的に導入する。</p>
調査票の構成	1-労働力調査 基礎調査票 2-労働力調査 特定調査票
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（集計完了の都度）
備考	<p>1. 今回の承認は、2019年6月分調査以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 承認内容は、①2019年6月分調査以降2019年5月1日から元号が改められることに伴い、基礎調査票及び特定調査票における「出生年月」等を把握する調査事項の選択肢に新元号を追加、②オンライン調査を2019年9月分調査から2020年3月分調査にかけて段階的に導入</p>
調査票 - 1	労働力調査 基礎調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約40,000世帯／約5000万世帯 【世帯員】約110,000人／約1億3000万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査調査区
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	毎月末日現在（ただし、12月は26日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間）
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）
調査事項	<p>1. 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）（1）男女の別、（2）出生の年月、（3）世帯主との続柄</p> <p>2. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）配偶の関係、（3）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態、（4）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、（5）所属の企業全体の従業者数、（6）仕事の種類、（7）勤めか自営かの別及び勤め先における呼称、（8）雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間、（9）1週間の就業時間及び就業日数、（10）1か月間の就業日数、（11）最近の求職活動の時期、（12）就業の可能性、（13）探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、（14）求職の理由</p> <p>3. 世帯に関する事項（1）15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数、（2）世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）</p>

調査票 - 2	労働力調査 特定調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び15歳以上の世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約10,000世帯／約5000万世帯 【世帯員】約25,000人／約1億1000万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査調査区
配布・取集	調査員・オンライン
把握時	毎月末日現在（ただし、12月は26日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間）
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）在学、卒業等教育の状況、（3）仕事からの年間収入 2. 就業者に関する事項（1）短時間就業及び休業の理由、（2）就業時間増減希望の有無、（3）現職に就いた時期、（4）今の雇用形態を選んだ理由、（5）転職などの希望の有無、（6）就業時間の増加及び仕事の追加の可否、（7）前職の有無 3. 失業者に関する事項（1）求職活動の方法、（2）求職活動の期間、（3）探している仕事の形態、（4）就職できない理由、（5）前職の有無 4. 非労働力人口に関する事項（1）就業希望の有無、（2）非求職の理由、（3）希望する又は内定している仕事の形態、（4）就業の可能性、（5）前職の有無 5. 前職のある者に関する事項（1）前職の従業上の地位及び雇用形態、（2）前職の事業の種類、（3）前職の仕事の種類、（4）前職の企業全体の従業者数、（5）前職をやめた時期、（6）前職をやめた理由

【調査名】	工業統計調査
承認年月日	平成31年3月12日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	本調査は、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査の前身は、明治16年から行われた農商務統計のうちの「工場統計」（職工10人以上を調査）であるが、独立した調査としては、明治42年に開始された「工場統計調査」（職工5人以上の工場を対象に5年周期で実施）が初回となる。その後、大正9年に周期を毎年調査に改め、昭和14年には、従業者数等による調査の範囲に関する制限を撤廃して全ての工場を対象とする全数調査となり、名称も「工場調査」に変更された。</p> <p>昭和22年には、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号を作成するための調査として、製造業を対象とする「工業調査」となり、昭和26年以降は、現在用いられている「工業統計調査」の名称で実施されている。</p> <p>調査対象に関する大きな変更としては、昭和56年に、都道府県及び市町村の事務負担の軽減、調査対象の負担の軽減、また国の財政事情の逼迫による予算上の制約などにより、調査簡素化の一環として、特定年次（西暦末尾1, 2, 4, 6, 7, 9年）における裾切り調査が導入されたが、平成22年からは、経済センサス - 活動調査の創設に伴い、従業者3人以下の事業所は調査の対象から除外するとともに、昭和56年以降実施されてきた西暦末尾0, 3, 5, 8年の全数調査は廃止され、経済センサス - 活動調査実施対象年以外は裾切り調査とされた。</p> <p>このほか、近年の大きな変更としては、平成25年に、単独の製造事業所は調査員調査、複数の製造事業所を有する企業傘下の事業所は国担当調査（本社一括調査と国直送調査）とする調査方法の変更がなされた。また、平成31年（2019年）以降の調査については、これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省との共管調査に変更された。</p> <p>今回、平成32年（2020年）6月以降、地方公共団体における工業統計調査と国勢調査の業務輻輳が顕著となることから、平成32年（2020年）以降の調査の地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査方法・組織の一部を変更する。</p>
調査票の構成	1-甲調査票 2-乙調査票
公表	インターネット （工業統計調査速報：調査実施翌年の3月末、 工業統計調査産業別統計表[概要版]：調査実施翌年の5月末、 工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表：調査実施翌年の12月末）
備考	<ol style="list-style-type: none"> 今回の承認は、平成32年（2020年）以降の調査についての変更承認 主な承認内容は、調査方法・組織の一部を変更
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
客体数／母集団数	約60,000事業所
選定方法	全数
母集団情報	調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿
配布・取集	調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。）

	ただし、調査事項7、9、10、12（品目別製造品在庫額を除く）、13、16は、前年1月1日から12月31日までの1年間。また、調査事項11は、前年の年初（1月1日現在）、年末（12月31日現在）、12（品目別製造品在庫額）は、年末（12月31日現在）
調査組織	<p>【調査員調査】</p> <p>配布：総務省及び経済産業省—都道府県—市町村^(注)—統計調査員—報告者</p> <p>回収：報告者—民間事業者—総務省及び経済産業省</p> <p>(注) 市には特別区を含む。以下同じ。</p> <p>【郵送調査】</p> <p>配布及び回収：総務省及び経済産業省—民間事業者—報告者</p>
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	提出期限は、毎年6月下旬
調査事項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. （後記9～13）の消費税の経理処理の状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10. 有形固定資産、11. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、12. 製造品の出荷額、在庫額等、13. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、14. 主要原材料名、15. 作業工程、16. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17. 工業用地及び工業用水
調査票 - 2	乙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
客体数／母集団数	約245,000事業所
選定方法	全数
母集団情報	調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿
配布・収集	調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。） ただし、調査事項7、9、10、11、12は、前年1月1日から12月31日までの1年間
調査組織	<p>【調査員調査】</p> <p>配布：総務省及び経済産業省—都道府県—市町村^(注)—統計調査員—報告者</p> <p>回収：報告者—民間事業者—総務省及び経済産業省</p> <p>(注) 市には特別区を含む。以下同じ。</p> <p>【郵送調査】</p> <p>配布及び回収：総務省及び経済産業省—民間事業者—報告者</p>
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	提出期限は、毎年6月下旬
調査事項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所（国内）の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額（会社に限る）、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. （後記9～11）の消費税の経理処理状況、9. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、10. 製造品出荷額等、11. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作業工程

【調査名】	全国家計構造調査（変更前：全国消費実態調査）
承認年月日	平成31年3月14日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課
目的	本調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>全国消費実態調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として、昭和34年から実施してきたものであり、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（全国消費実態統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>今回、平成31年度（2019年度）に実施する調査から、調査の名称を「全国家計構造調査」に変更するとともに、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般を抜本的に見直している。</p>
調査票の構成	1－家計簿（10月分）（11月分）【基本調査】、2－世帯票【基本調査・簡易調査】、3－年収・貯蓄等調査票【基本調査・簡易調査】、4－家計調査世帯用票（二人以上の世帯）（単身世帯）【家計調査世帯特別調査】、5－個人収支簿【個人収支状況調査】
公表	インターネット及び印刷物（家計収支に関する集計（一部除く）：平成32年（2020年）11月まで、その他の集計：平成33年（2021年）以降順次）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年度（2019年度）調査以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 承認内容は、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般を抜本的に見直すもの</p>
調査票－1	家計簿（10月分）（11月分）【基本調査】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	約40,000世帯／約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	平成31年（2019年）10月及び11月の2か月間の実績
調査組織	総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成31年（2019年）9月上旬～12月下旬
調査事項	収入及び支出に関する事項
調査票－2	世帯票【基本調査・簡易調査】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	<p>【基本調査】約40,000世帯／約5300万世帯</p> <p>【簡易調査】約44,000世帯／約5300万世帯</p>
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	<p>【基本調査】調査員・オンライン</p> <p>【簡易調査】調査員・郵送・オンライン</p>
把握時	<p>【基本調査】平成31年（2019年）10月1日現在</p> <p>【簡易調査】平成31年（2019年）10月末日現在</p>
調査組織	総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者

調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	平成31年(2019年)9月上旬～12月下旬
調 査 事 項	世帯及び世帯員に関する事項、現住居に関する事項、現住居以外の住宅及び宅地に関する事項、毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額
調 査 票 - 3	年収・貯蓄等調査票【基本調査・簡易調査】
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員
客体数/母集団数	【基本調査】約40,000世帯/約5300万世帯 【簡易調査】約44,000世帯/約5300万世帯
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	国勢調査結果
配 布 ・ 取 集	【基本調査】調査員・オンライン 【簡易調査】調査員・郵送・オンライン
把 握 時	平成31年(2019年)10月末日現在
調 査 組 織	総務省一都道府県一市町村一統計調査員(又は民間事業者)一報告者
調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	平成31年(2019年)9月上旬～12月下旬
調 査 事 項	年間収入に関する事項、貯蓄現在高に関する事項、借入金残高に関する事項
調 査 票 - 4	家計調査世帯用票(二人以上の世帯)(単身世帯)【家計調査世帯特別調査】
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員
客体数/母集団数	約6,000世帯/約5300万世帯
選 定 方 法	有意抽出
母 集 団 情 報	国勢調査結果
配 布 ・ 取 集	調査員・オンライン
把 握 時	平成31年(2019年)10月末日現在(一部の項目については、平成31年10月及び11月の2か月間の実績)
調 査 組 織	総務省一都道府県一統計調査員一報告者
調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	平成31年(2019年)9月上旬～12月下旬
調 査 事 項	年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居以外の住宅及び宅地に関する事項等
調 査 票 - 5	個人収支簿【個人収支状況調査】
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	二人以上の世帯及び世帯員
客体数/母集団数	約900世帯/約3500万世帯
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	国勢調査結果
配 布 ・ 取 集	調査員・オンライン
把 握 時	平成31年(2019年)10月又は11月の1か月間の実績
調 査 組 織	総務省一都道府県一統計調査員一報告者
調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	平成31年(2019年)9月上旬～12月下旬
調 査 事 項	個人的な収入及び支出に関する事項、年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項

【 調 査 名 】	学校基本調査
承認年月日	平成31年3月14日
実施機関	文部科学省総合教育政策局調査企画課
目的	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
沿革	学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和23年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに旧統計法に基づく指定統計調査として「学校基本調査」が開始された。当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業者調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学齢児童及び学齢生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業者調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。また、平成15年度調査からはオンライン調査が導入されている。なお、新統計法の施行に伴い、現在は基幹統計調査として扱われている。
調査票の構成	1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学学齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票
公表	インターネット（文部科学省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物：「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」（調査実施年度の8月頃）、「学校基本統計（学校基本調査報告書）」（調査実施年度の12月頃）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年度（2019年度）以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 本調査で「学校」とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。なお、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の学校には、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校をそれぞれ含む。</p> <p>3. 主な承認内容は、【報告を求める事項の変更】①学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定子ども園）の「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加、「介護休暇」等との定義の違いを手引き等に注記、②学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票、学校調査票（大学）学部学生内訳票、学校調査票（短期大学）本科学生内訳票に、専門職大学及び専門職短期大学創設に伴う専門職課程の設置状況等の実態を把握するための調査項目の追加、③学校調査票（外国人学生調査票）の調査票における「国籍」の表記の適正化、④全ての調査票の改元に伴う元号の表記の変更、【集計事項の変更】各学校種の本務教員数に休職等教員を含む旨及び「休職」と「休業」の違いを脚注に記載</p>
調査票－1	学校調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校
客体数／母集団数	約60,000校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在

調査組織	文部科学省－報告者（大学・高等専門学校、国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校、義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。）・中等教育学校、都道府県立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－市町村－報告者（市町村立・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部・学科・課程又は学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児・児童・生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児・児童・生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況
調査票－2	学校通信教育調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校
客体数／母集団数	約250校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者（通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	都道府県知事が定める期日
調査事項	1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況
調査票－3	不就学学齢児童生徒調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市町村の教育委員会
客体数／母集団数	約1,700教育委員会
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村教育委員会）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	市町村長が定める期日
調査事項	1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数
調査票－4	学校施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、国立高等専門学校、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校、公立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の学校
客体数／母集団数	約19,500校
選定方法	全数

母 集 団 情 報	前回の学校基本調査における調査実績
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	毎年5月1日現在
調 査 組 織	文部科学省一報告者（国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法人、私立学校（大学・高等専門学校に係るもの。）） 文部科学省一都道府県一報告者（都道府県立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の高等学校・中等教育学校（大学・高等専門学校に係るものを除く。）） 文部科学省一都道府県一市町村一報告者（市町村立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校（大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校を除く。））
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年7月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調 査 事 項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の用途別・構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況
調 査 票 - 5	学校経費調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、国立高等専門学校、公立大学法人の設置する大学
客体数／母集団数	約250校
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	前回の学校基本調査における調査実績
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	前会計年度間
調 査 組 織	文部科学省一報告者（国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、公立大学法人）
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月31日
調 査 事 項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する事項、4. 収入に関する事項
調 査 票 - 6	卒業後の状況調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校
客体数／母集団数	約17,000校
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	前回の学校基本調査における調査実績
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	前年度間の卒業生（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、毎年5月1日現在

調 査 組 織	<p>文部科学省一報告者（大学・高等専門学校、国立の中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校、国立の特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ。))</p> <p>文部科学省一都道府県一報告者（公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・義務教育学校、都道府県立の特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。))</p> <p>文部科学省一都道府県一市町村一報告者（市町村立・私立の中学校・義務教育学校、市町村立・私立の特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。))</p>
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調 査 事 項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業者の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業者の進学・就職等の状況

【調査名】	民間給与実態統計調査
承認年月日	平成31年3月27日
実施機関	財務省国税庁長官官房企画課
目的	本調査は、民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにするための民間給与実態統計を作成することを目的とする。
沿革	本調査は、昭和25年（昭和24年分）から開始され、以後毎年実施されている。本調査により作成される民間給与実態統計は、昭和30年1月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として扱われており、その後、新統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い基幹統計に移行している。
調査票の構成	1－民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用） 2－民間給与実態統計調査票（給与所得者用）
公表	インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の9月末日、詳細：調査実施年の11月末日）
備考	1. 今回の承認は、平成31年度（2019年度）以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の報告者数の縮減
調査票－1	民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）
客体数／母集団数	約29,000人／約350万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	源泉徴収義務者名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	調査実施年前年の12月末日現在（一部の項目については、調査実施年の前年の3月末、6月末、9月末及び12月末現在並びに調査実施年の前年の1年間（1月～12月））
調査組織	国税庁－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年1月第2週～2月末日
調査事項	1. 名称又は氏名、2. 所在地又は住所、3. 企業の主な業務、4. 給与所得者用調査票の層番号及び人員数、5. 組織及び資本金、6. 給与所得者数、7. 年間給与支給総額、8. 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
調査票－2	民間給与実態統計調査票（給与所得者用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）
客体数／母集団数	約29,000人／約350万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	源泉徴収義務者名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	調査実施年前年の12月末日現在
調査組織	国税庁－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年1月第2週～2月末日
調査事項	1. 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、2. 年中の給与の受給月数、3. 年末調整の有無、4. 控除対象配偶者の有無、扶養親族の内訳及び本人控除の有無、5. 給与の金額、6. 諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳、7. 年税額

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	平成31年3月29日	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的とする。	全国	8	1,853教育委員会 36,578校	全数	郵送 オンライン	1年	毎年3月～5月	
土地保有・動態調査	平成31年3月29日	国土交通省土地・建設産業局企画課	全国の過去1年間に行われた土地取引の売主・買主の諸属性等及び我が国の法人における土地の所有状況等の実態を調査することにより、土地政策のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	12,000人 38,000法人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年7月上旬～9月下旬(ただし、売主・買主の属性が法人の場合は、法人土地・建物基本調査実施年を除く。)	平成31年3月に中止された、「土地動態調査」及び「土地保有移動調査」の内容を統合し、「土地保有・動態調査」として再編したものを除く。

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H31.3.20	土地動態調査	国土交通省 土地・建設産業局企画課
H31.3.20	土地保有移動調査	国土交通省 土地・建設産業局企画課
H31.3.22	通信・放送産業動態調査	総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
H31.3.29	鉄鋼生産内訳月報(鍛鋼品・铸鋼品)	経済産業省 製造産業局素形材産業室
H31.3.29	金属加工統計調査	経済産業省 製造産業局素形材産業室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	自主防災組織の組織率等に関する調査	平成31年3月6日	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課	高知県内自主防災組織の市町村ごとの組織率等を把握し、南海トラフ地震対策の参考とするための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	34市町村	全数	オンライン	1年	毎年3月中旬～4月中旬
	鹿児島県鉱工業動態統計調査	平成31年3月7日	鹿児島県企画部統計課	鹿児島県における鉱工業生産の動向を把握し、鉱工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	鹿児島県全域	1	87事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月20日
	東京都中小企業業種別経営動向調査	平成31年3月18日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都における中小企業の経営活動の実態を決算書の数値によって把握し、業種ごとの平均的な経営比率を算出することにより、都内中小企業者の経営合理化の参考に供するとともに、中小企業施策等の基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	3	4,100企業	有意抽出	郵送	1年	毎年7月中旬～8月上旬
	創業支援施策に関する調査	平成31年3月20日	東京都産業労働局 商工部創業支援課	東京都内に所在するインキュベーション施設数や運営状況・事業者の実態や利用状況等を把握し東京都における創業支援施策を立案するため、また、コンテンツ事業者へのこれまでの取組や実績等の実態、創業初期を中心としたソーシャルビジネス事業者の取組状況を把握し、コンテンツ産業施策、ソーシャルビジネス支援施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	4	670施設 10,500事業者 2,500法人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年11月中旬～12月中旬 平成30年11月下旬～12月中旬 平成30年12月上旬～12月下旬
	川崎臨海部の交通実態調査	平成31年3月20日	川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	川崎臨海部の交通実態を把握し、平成30年3月に策定した「臨海部ビジョン」の交通機能強化プロジェクトを推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市川崎区	1	2,640事業所	全数	郵送	1回限り	平成31年(2019年)6月1日～6月30日
	栄養指導実施報告	平成31年3月22日	高知県健康政策部 医療政策課	高知県の委託事業である外来栄養食事指導推進事業の進捗状況を把握することを目的とする。	高知県全域	2	80機関	全数	郵送	4月～6月 7月～9月 10月～12月	毎年6月、9月、12月の 翌月10日
	佐賀県生産動態統計調査	平成31年3月22日	佐賀県総務部統計分析課	佐賀県内の鉱工業生産、出荷、在庫について動向を把握し、佐賀県鉱工業指数を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	佐賀県全域	1	80事業所	有意抽出	郵送	毎月	翌月10日
	高知県脳卒中患者実態調査	平成31年3月26日	高知県健康政策部 医療政策課	高知県内の脳卒中発症に係る課題を把握し、脳卒中医療の提供体制を構築するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	30機関	全数	郵送	毎月	翌月10日
	防災関連認定製品の売上に 関する調査	平成31年3月29日	高知県商工労働部 工業振興課	高知県防災関連産業交流会の審査により認定した防災関連認定製品の売上を把握し、高知県の施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	100企業	全数	オンライン FAX	半年	上期:毎年9月下旬～10月中旬 下期:毎年3月下旬～4月中旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲(地域)	調査票の様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は調査票の提出期限
(2)変更	岐阜県観光入込客統計調査	平成31年3月4日	岐阜県商工労働部観光国際局観光企画課	岐阜県内を訪れる観光客の実態を把握し、観光振興に関する施策の企画立案や検証等をするための基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	2	6,042人	全数 有意抽出	調査員 オンライン	四半期	3、7、10、1月のそれぞれ末日 5、8、11、2月のそれぞれ末日
	産業廃棄物処理動向調査	平成31年3月4日	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	岐阜県内の産業廃棄物の発生、処理等の状況を総合的に把握し、10年毎に策定予定の廃棄物処理計画の基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	4	200事業者 4,800事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	平成27年8月31日～10月9日
	民間施設受動喫煙防止対策実施状況調査	平成31年3月6日	宮城県保健福祉部健康推進課	平成30年7月に改正された健康増進法により、新たな受動喫煙防止対策が必要となることから、民間施設における受動喫煙防止対策の実施状況を把握し、今後改正を予定している「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」における受動喫煙防止対策のための基礎資料とする。	宮城県全域(仙台市を除く)	1	5,000事業所	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	3年	平成31年3月8日～3月19日
	岩手県生産動態統計調査	平成31年3月7日	岩手県政策地域部調査統計課	岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、経済産業省生産動態統計調査において岩手県で対象となっていない品目があることから、その実態について把握することを目的とする。	岩手県全域	33	50事業所 4団体 4機関	全数 有意抽出	調査員 郵送 オンライン 電話	毎月	翌月10日
	静岡県内企業海外展開状況調査	平成31年3月11日	静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課	静岡県内で事業を営む企業の海外事業活動の状況を把握し、今後の産業国際化施策推進の上での基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	6	1,000社	全数	郵送	1年	毎年6月30日
	静岡県輸出入状況調査	平成31年3月11日	静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課	静岡県内で事業を営む企業の海外事業活動の状況を把握し、今後の産業国際化施策推進の上での基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	1,000社	全数	郵送	1年	毎年6月30日
	鳥取県鉱工業生産動態調査	平成31年3月11日	鳥取県地域振興部統計課	鳥取県における鉱工業生産、出荷及び在庫の動態を把握し、もって県内の鉱工業生産、出荷及び在庫に関する基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	88事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月15日
	山口県鉱工業生産動態統計調査	平成31年3月11日	山口県総合企画部統計分析課	鉱工業の生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	山口県全域	1	23事業所	有意抽出	郵送	毎月	翌月15日
	東京都財政収支調査	平成31年3月20日	東京都総務局統計部調整課	東京都の区域に所在する政府諸機関の財政収支の実態を把握し、都民経済計算における基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	4	320機関	全数	郵送 オンライン	1年	毎年8月1日～9月30日
	滋賀県景況調査	平成31年3月22日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内の企業の景況感を把握し、施策の基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	100社	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月下旬～6月中旬 8月下旬～9月中旬 11月中旬～12月上旬 1月下旬～2月中旬
	人口移動調査	平成31年3月22日	島根県政策企画局統計調査課	島根県の人口の移動状況の実態を把握し、市町村人口の推計資料とともに、各種行政の基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	3	2,500人 19市町村	全数	郵送 職員	毎月	翌月10日
	学習旅行実態調査	平成31年3月25日	長野県観光部山岳高原観光課	長野県内外からの学習旅行の状況を把握し、学習旅行誘致対策等に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	4	1,500施設	全数	郵送 FAX	1年	毎年3月下旬～5月下旬(平成31年度のみ、4月中旬～6月中旬)
	スポーツ合宿等受入実態調査	平成31年3月25日	長野県観光部観光誘客課	長野県内外からのスポーツ合宿等の状況を把握し、スポーツ合宿等の誘致推進に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	4	1,500施設	全数	郵送 FAX	1年	毎年3月下旬～5月下旬(平成31年度のみ、4月中旬～6月中旬)

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。